

序 文

本報告書は、日本弁理士会中央知的財産研究所に設置された、「Society 5.0 に適合する知的財産保護の制度のあり方—更なる研究—」をテーマとする研究部会の研究成果をとりまとめたものである。

本研究部会は、研究者及び実務家の計 14 名の研究員により構成され、2022 年 11 月 1 日から 2025 年 2 月 28 日まで設置された。また、2024 年 2 月 27 日には、中央知的財産研究所主催第 21 回公開フォーラムにおいて、研究員の一部が研究成果を発表した。本報告書は、各研究員が研究部会で報告した内容をもとに執筆した論文とともに、上記公開フォーラムの内容を収録している。

本研究部会の設置の背景となった問題意識は、以下のとおりである（日本弁理士会に対して研究部会の設置承認を申請した際の文書の一部を、引用させていただく。）。

今日、IoT (Internet of Things)、ロボット、人工知能 (AI)、ビッグデータ等、社会のあり方に抜本的な影響を及ぼすような技術が進展しつつある。そして、このような技術を活用して、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムによって、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会、すなわち「Society 5.0」を目指すことが、我が国の政策目標とされ、その実現に向けた各種施策が講じられている。そのような中、知的財産保護に関連する諸制度については、技術の進展に応じた新たな課題に対応するのみならず、Society 5.0 の実現に積極的に貢献する新しい制度や運用を構築することが求められている。

中央知的財産研究所においては、上記のような問題意識に立って、すでに『『超スマート社会 (Society 5.0)』に適合する知的財産保護の制度のあり方』をテーマとする研究部会を設け、検討を行ったところである（開催期間：2018 年 10 月～2020 年 7 月）。しかし、Society 5.0 は社会・経済・文化のほぼ全域にわたって大きな変化をもたらすことから、知的財産に関連する課題は極めて多い。さらに、上記研究部会の立ち上げ時には予想もできなかった、COVID-19 の世界的感染は、結果的に社会のデジタル化を加速的に進めることとなり、また、近時は生成 AI の開発・普及が急速に進んだこともあり、新しい課題も多数発生している。

そこで、上記研究部会の成果も引き継ぎつつ、状況の進展を踏まえた検討を行うため、本研究部会が設置されることとなったものである。

このような問題意識のもとに設けられた本研究部会では、以下にご覧いただけるように、特許法、意匠法、著作権法、不正競争防止法等の広範な分野に関わる、最先端の論点についての検討が行われた。その成果をまとめた本報告書は、日本弁理士会会員の皆様をはじめとする実務家はもとより、研究者にとっても、非常に価値の高いものとなったと確信している。

最後に、多忙な中を積極的に研究に取り組んでいただいた各研究員に、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。また、今回も意義深い研究活動の機会を与えていただき、また研究部会の運営を支えていただいた日本弁理士会の関係者各位に、心から感謝を申し上げます。

2025 年 2 月吉日

日本弁理士会中央知的財産研究所

「Society 5.0 に適合する知的財産保護の制度のあり方—更なる研究—」研究部会

主任研究員 鈴木 將文